

将来の大竹を支える世代を応援

市奨学生募集

—高校・高専・大学・専修学校—

返還免除制度もあります—

問い合わせ

総務学事課 ☎592184

申込期間

3月6日(金)～4月17日(金)
8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

対象

- 次の全てに該当する方
- ①扶養者(保護者)が市内在住
- ②学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学(短期大学・大学院を含み、

通信教育を除く)、専修学校(修業年限2年以上の専門課程)に在学または入学予定

- ③学業成績が優良で、平素の行いが善良(出身校の3年間もしくは3年次の評定平均値5点満点のうち3・6以上)
 - ④就学に支障がない
 - ⑤経済的理由のため学費の支払いが困難
- ※③～⑤には基準があります。



貸付額

- 【高等学校】
国公立 月額1万1千円以内
私立 月額2万2千円以内
- 【高等専門学校】
国公立 月額1万8千円以内
私立 月額2万8千円以内
- 【大学・専修学校】
国公立 月額2万8千円以内
私立 月額4万円以内

返還方法

卒業後6カ月間据え置き、その翌月から10年以内に、月賦、半年賦、年賦で返還。
※市内への居住を条件に返還免除制度があります。

申し込み・必要書類

次の書類を総務学事課へ提出してください。(代理申請可・郵送不可)

- ①奨学金貸付申請書②申請理由書③奨学生推薦調書(出身学校長が記入)④合格通知書もしくは入学許可書の写し、または在学証明書⑤同一生計の世帯員全員の住民票謄本(続柄の記載があり、発行日が申請日前3カ月以内のもの)⑥同一生計の全員の前年中の所得が分かる書類⑦同一生計の世帯員全員の市税などの滞納がない証明書(発行日が申込期間内のもの)※16歳未満と就学者で収入がない方を除く

採用の可否など

5月下旬に文書で通知します。

市奨学金返還の免除

対象

- ①奨学金の返還金と市税などに滞納がない
- ②奨学金の返還開始年度が令和6年度以前の方で、令和6年4月1日以前から市内に継続して居住(実際に生活)している

返還免除期間

令和8年4月～令和9年3月分(期間中に転出した場合は転出した当月分まで)

申請期間

4月1日(水)～17日(金)
8時30分～17時15分(土・日曜日、祝日を除く)

申し込み

総務学事課に備え付け、

または市ホームページに掲載している「奨学金返還免除願」に必要書類を添えて総務学事課へ。必ず申請者本人が直接提出してください。(代理申請不可・郵送不可)
※「奨学金返還免除願」には連帯保証人の記名が必要です。

必要書類

- ①奨学金返還免除願②本人の住民票(発行日が令和8年4月1日以降のもの)③本人の「令和7年分確定申告書」または「令和8年度市県民税申告書」の写し※申告していない方は「令和7年分給与所得の源泉徴収票」の写し(複数箇所で開催している方は全ての源泉徴収票)※「所得課税証明書」では受け付けできません④同一生計の世帯員全員の市税などの滞納がない証明書(発行日が令和8年4月1日以降のもの)※16歳未満と就学者で収入がない方を除く⑤本人確認書類(申請時に原本を提示。顔写真付きの場合1点、無い場合2点)
- 免除の決定
5月下旬に決定し、文書で通知します。

問い合わせ
総務学事課 ☎59-2185

コミュニティ・スクール

—地域とともに 子どもたちに豊かな未来を—

令和6年度に玖波小学校を先行実施校として、コミュニティ・スクール(学校運営協議会を設置した学校)をスタートしました。

そして、玖波小学校の取り組みを参考にしながら、今年度から他の小中学校でも、学校運営協議会制度を導入しました。

地域と学校が協働する仕組み

学校運営協議会では、学校の取り組みについて地域の方や保護者など、学校関係者の委員で子どもたちの学びをより豊かにするための協議が行われています。

地域のチカラ

各校では、地域の方々による読み聞かせや、ストーンアートの製作、田植えや稲刈り脱穀などを行っており、子どもたちにとって貴重な体験が増えています。

また、授業の支援や登下校時の見守りなど、さまざまな取り組みが行われており、「みんなで子どもを育てる」という意識が広がっています。こうした取り組みの一つ

地域とコラボ取り組みいろいろ



田植え(大竹小)

子どもたちのために

学校運営協議会制度は、学校と地域が力を合わせ、子どもたちの学びと成長を支える新しい仕組みです。

今年度からコミュニティ・スクールになり、地域の皆様の協力を得ながら、市内全学校の子どもたちにとって貴重な体験や安心できる環境が広がっています。

これからも大竹市の子どもたちの未来をより豊かにしていきたいと考えています。



ストーンアート(小方小)



コウゾの植え付け(玖波中)

全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず利用できる『こども誰でも通園制度』を4月1日から実施します。

※利用料金（減免料金）および令和8年度予算を3月市議会定例会へ提案しています。
利用できるこども
利用日時で、生後6カ月～満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）で保育所など（認可外保育施設を除く）に通園していないこども
利用できる施設・時間
利用できる日は、施設により異なります。（別表①）

○施設の利用できる時間の範囲内で、1日（1回）あたり最低1時間から利用できます。
○こども1人が利用できる時間数は、1月当たり上限10時間です。
利用料金
1時間当たり300円
○施設によっては、給食代やおやつ代などの実費を負担する場合があります。

○利用料金の減免
次の要件に該当する場合は、減免後の利用料金で利用できます。（別表②）
○税申告をしていない方は減免の確認ができませんので、至急申告してください。
○住民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅ローン控除、寄付金控除など）は適用されません。

利用までの流れ
次の①～④の手続きがすべて完了したら施設を利用することができます。
①こども誰でも通園制度認定申請書を市へ提出
○利用する月の前々月末日までに電子申請、または申請書を福祉課へ提出してください。（電子申請および申請書はいずれも市ホームページから）
②「こども誰でも通園制度総合支援システム」のアカウントを受け取る
○アカウントはメールで届きます。（申請後、7～10日程度かかります）
③「こども誰でも通園制度総合支援システム」にログインして、利用したい施設へ面談の予約をする

4月から就労要件を問わず利用できる こども誰でも通園制度が始まります

問い合わせ 福祉課 ☎59-2148

○面談は、利用予定日の7日前（土・日曜日、祝日の場合はその前営業日）までに済ませてください。
④面談終了後、利用日の予約をする
○原則毎月1日に翌月分の予約の受付を開始します。利用日の2日前（土・日曜日、祝日の場合はその前営業日）までに予約してください。
4月から施設を利用する方
こども誰でも通園制度認定申請書の提出を3月1日から受け付けます。4月から施設を利用される場合は次の期限までに必要な手続きを完了させてください。期限以降に手続きが完了した場合は5月以降からの利用となりますので注意してください。
5月以降からの利用については、「利用までの流れ」とお入りです。
○申請書提出
3月12日（木）
○面談の予約
総合支援システムのアカウントを受け取ったときから随時総合支援システムで受け付けを開始します。利用する日の7日前（土・日曜日、祝日の場合はその前営業日）まで

別表①

施設名	利用できる日時	住所・電話番号
小方認定こども園（にじいろこども園）	月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時	小方1-11-1 59-3000
知恩保育園	月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時～16時	玖波3-1-12 57-7322
こぐま園	月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時30分～17時	油見1-15-8 93-2647

別表②

要件	減免後の利用料金 (1時間当たり)
生活保護法による被保護世帯	0円
住民税非課税世帯	60円
住民税所得割額合算額が7万7,101円未満の世帯	90円

に施設との面談を済ませてください。
○利用日の予約
面談の終了後から随時総合支援システムで受け付けを開始します。利用する日の2日前（土・日曜日、祝日の場合はその前営業日）までに施設へ予約を済ませてください。
施設を利用する際には必ず事前に面談を行う必要があります。期限までに面談を済ませていない場合は施設を利用できませんので注意してください。



にじいろこども園



こぐま園



知恩保育園

こども医療費 助成制度からの 切り替え手続きを

問い合わせ 保健医療課 ☎59-2141

3月末時点で18歳となり、こども医療費助成制度の資格を喪失する方のうち、重度心身障害者医療費助成制度、または精神障害者医療費助成制度の対象者は申請が必要です。

助成対象者

- ①身体障害者手帳1級～3級を持っている
 - ②療育手帳A、Bを持っている
 - ③精神障害者手帳1級と自立支援医療受給者証（精神通院）両方の交付を受けている
- 所得制限
本人所得が169万5千円未満で扶養義務者所得が62万8千円未満である（扶養人数などにより基準額は変わります）。
- 申請方法
申請書に、手帳および健康保険の資格情報分かるものを添付して、3月31日（火）までに保健医療課へ。
- 申請時一部負担
○医療機関
1日200円必要（医療機関ごとに、通院は月4日まで、入院は月14日まで）
※精神障害者医療の入院は対象外です。
○保険薬局（処方箋などの薬代）
一部負担金は必要ありません。

児童手当の多子加算

4月から引き続き受けるには 確認書の提出が必要です

問い合わせ 福祉課 ☎59-2148

大学生年代の子を含め、上から数えて3人目以降の子の児童手当に、多子加算が受けられます。
※大学生年代の子が進学のため別居している場合や就職している場合でも、親がその子の生計費や学費などを負担し、定期的に連絡などをしているときは、多子加算の算定対象となります。

提出書類

- ①の場合
○児童手当額改定認定請求書
- 監護相当・生計費の負担についての確認書
- ②の場合
○監護相当・生計費の負担についての確認書

提出期限

4月16日（木）まで（消印有効）に福祉課へ。（郵送可）
※4月17日以降に提出した場合は、提出した月の翌月分から多子加算の算定対象となります。

提出が必要な方
①②のいずれかに該当する子を養育し、児童手当の多子加算を受けている方が、引き続き多子加算を受けるには、4月以降もその子の日常生活上の世話をし、生計費を負担している申し立てが必要です。
①多子加算の算定対象となっている高校3年生（平成19年4月2日～平成20年4月